民法改正を踏まえた自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）の一部改定 例

（下線部が改定箇所）

改定後	改定前	備考欄
２．（利息） （１）（２）　　（略） （３）この預金を定期預金共通規定第３条第１項および第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 　ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 　（略） **３．（中間利息定期預金）** 　（略） **４．定期預金共通規定の適用** 　この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。 以　上	**２．（利息）** （１）（２）　　（略） （３）当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第３項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 　ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 　（略） **３．（中間利息定期預金）** 　（略） この他、巻末の『定期預金共通規定』をご参照ください。 以　上	**（変更）** **（新設）** **（変更）**

※　他の規定では、条番号等が異なることがあります。